

【更新履歴】

・更新月日:5月19日

| ページ | 項目 | 訂正内容 | |
|------|---|---|--|
| | | (誤) | (正) |
| p.9 | 2.3.2 補助額 (1) 建設 工事等に 係る補助 額 ①設計費 | <p>省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、<u>省エネルギー性能の表示に係る費用（第三者認証や認定表示を受けるための申請費用、評価結果を表示する費用（プレート代、シール代等））</u>として、国土交通省が認める費用を対象とします。</p> <p>なお、設計や性能表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p> | <p>a. 省CO₂設計に関する設計費 省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</p> <p>なお、設計やのみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です</p> <p>b. <u>省エネルギー性能の表示に関する費用</u> <u>第三者認証や基準適合認定を取得して省エネルギー性能を表示するための下記の費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</u></p> <p>1) <u>設計一次エネルギー消費量やB E I等の計算に要する費用</u></p> <p>2) <u>第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）</u></p> <p>3) <u>評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）</u></p> <p>なお、<u>省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価にて省エネルギー性能を表示する場合の費用は対象外です。</u></p> |
| p.10 | 2.3.2 補助額 注釈 | <p><u>※省エネルギー性能の表示に係る費用について、下記の費用は対象となりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択前に第三者認証等を受けた申請費用</u> ・ <u>第三者認証を受けるための申請書作成に係る費用（申請書作成やエネルギー消費量の計算の代行等）</u> | (削除) |

| ページ | 項目 | 訂正内容 | |
|------|---|---|---|
| | | (誤) | (正) |
| p.13 | 2.4.2 補助額 (1) 建設 工事等に 係る補助 額 ①設計費 | <p>省CO₂設計に係るシミュレーション費用などに対し、プロジェクト全体事業費の1%以内かつ5百万円を上限(国費)に、補助します。また、<u>省エネルギー性能の表示に係る費用(第三者認証や認定表示を受けるための申請費用、評価結果を表示する費用(プレート代、シール代等))</u>として、国土交通省が認める費用を対象とします。</p> <p>なお、<u>設計や性能表示のみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p> | <p>a. 省CO₂設計に関する設計費 省CO₂設計に係るシミュレーション費用などに対し、プロジェクト全体事業費の1%以内かつ5百万円を上限(国費)に、補助します(ただし、<u>採択後に着手するものに限る</u>)。なお、<u>設計やのみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p> <p>b. <u>省エネルギー性能の表示に関する費用</u> <u>第三者認証や基準適合認定を取得して省エネルギー性能を表示するための下記の費用を対象とします(ただし、採択後に着手するものに限る)</u>。</p> <p>1) <u>設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用</u> 2) <u>第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用(審査費用、申請書作成代行費用等)</u> 3) <u>評価結果を表示するための費用(プレート代、シール代等)</u></p> <p>なお、<u>省エネルギー性能の表示のみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、<u>自己評価にて省エネルギー性能を表示する場合の費用は対象外です</u>。</p> |
| p.14 | 2.4.2 補助額 注釈 | <p><u>※省エネルギー性能の表示に係る費用について、下記の費用は対象となりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択前に第三者認証等を受けた申請費用</u> ・ <u>第三者認証を受けるための申請書作成に係る費用(申請書作成やエネルギー消費量の計算の代行等)</u> | (削除) |

| ページ | 項目 | 訂正内容 | |
|------|---|---|--|
| | | (誤) | (正) |
| p.17 | 2.5.2 補助額 (1) 建設 工事等に 係る補助 額 ①設計費 | <p>省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、<u>省エネルギー性能の表示に係る費用（第三者認証や認定表示を受けるための申請費用、評価結果を表示する費用（プレート代、シール代等））</u>として、国土交通省が認める費用を対象とします。</p> <p>なお、設計や性能表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p> | <p>a. 省CO₂設計に関する設計費 省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</p> <p>なお、設計やのみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です</p> <p>b. <u>省エネルギー性能の表示に関する費用</u> <u>第三者認証や基準適合認定を取得して省エネルギー性能を表示するための下記の費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</u></p> <p>1) <u>設計一次エネルギー消費量やB E I等の計算に要する費用</u></p> <p>2) <u>第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）</u></p> <p>3) <u>評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）</u></p> <p>なお、<u>省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価にて省エネルギー性能を表示する場合の費用は対象外です。</u></p> |
| p.18 | 2.5.2 補助額 注釈 | <p><u>※省エネルギー性能の表示に係る費用について、下記の費用は対象となりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択前に第三者認証等を受けた申請費用</u> ・ <u>第三者認証を受けるための申請書作成に係る費用（申請書作成やエネルギー消費量の計算の代行等）</u> | (削除) |

| ページ | 項目 | 訂正内容 | |
|-------|----------|------------------|---|
| | | (誤) | (正) |
| p.126 | Q28 A | いずれも補助対象ではありません。 | 本事業で定める省エネルギー性能の表示として、BELSやCASBEEの第三者評価を行う場合は、設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算をする費用も補助対象となります。そのほか、BELSやCASBEEの自己評価のための外注費、工事管理委託費は補助対象ではありません。 |